

品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱

制定 令和2年10月2日 区長決定 要綱第193号

(目的)

第1条 この要綱は、企業主導型保育事業の設置者に対し、福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の受審に係る費用の全部または一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「福祉サービス第三者評価の受審」とは、公益財団法人東京都福祉保健財団内に設置した東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）が認証した評価機関が、推進機構が定める評価手法および共通評価項目を用いて実施する福祉サービス評価の受審をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、品川区の区域内に所在する企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付府子本第370号・雇児発0427第2号）第2の1の規定に基づき実施する企業主導型保育事業のうち、次に掲げる要件を満たしている事業とする。

- (1) 企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2（1）に定める地域枠を設定している事業
- (2) 区長から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に定める認定（同法第19条第1項第2号または第3号に掲げるものに限る。）を受けている児童を保育する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業における第三者評価の受審に要した費用とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費に係る設置者の実支出額と600,000円を比較していずれか少ない金額を、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 福祉サービス第三者評価受審費領収書の写し
- (2) 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 区長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付決定取消・変更通知書(第4号様式)により、当該補助事業者速やかに通知しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、区長に対し、速やかに、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金請求書(第5号様式)により、補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に対し支払うものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは第8条第2項の規定により補助事業の取消しまたは変更の承認を受けたときは、別に定める期日までに、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金実績報告書(第6号様式)により区長に報告しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合における補助事業者への通知については、第8条第2項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、区長が第8条第1項または前条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

(違約加算金)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還（第8条第1項の規定による取消しに係るものを除く。）を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第17条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿その他の関係書類を当該補助事業の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第20条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

事業所名

（所在地）

代表者氏名

品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付申請書

年度品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金について、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 _____ 円
2. 受審費用の総額 金 _____ 円
3. 受審実施期間 _____ 年 月 日から
_____ 年 月 日まで
4. 認証評価機関の名称 _____
5. 添付書類 福祉サービス第三者評価受審費領収書の写し
福祉サービス第三者評価結果報告書の写し

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金
交付決定通知書

設置者名 様
(事業所名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金について、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

交付決定金額 金 _____ 円

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金
不交付決定通知書

設置者名 様
（事業所名 ）

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金について、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付しないことと決定したので通知します。

記

理由

第4号様式（第8条、第13条関係）

第 号
年 月 日

品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金
交付決定取消・変更通知書

設置者名 様
（事業所名 ）

品川区長 印

年 月 日付 第 号により通知した品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金の交付決定について、下記の理由により取り消し、または変更したので、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱第8条第2項または第13条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消し・変更理由



第5号様式（第9条関係）

品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金

請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

年度品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金について、上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

事業所名

（所在地

）

代表者氏名

Ⓜ

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 へ

設置者住所

設置者名（法人名）

事業所名

（所在地）

代表者氏名

品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金について、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、実績を下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定済額 金 _____ 円
2. 精算額 金 _____ 円
3. 返還額 金 _____ 円
4. 補助事業の成果 _____
5. 補助事業の完了年月日 _____ 年 月 日

第7号様式（第19条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

事業所名

（所在地 ）

代表者氏名

**品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金
消費税仕入控除税額報告書**

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金のうち、品川区企業主導型保育事業福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税
の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。